

令和5年(令和4年分)所得の申告について

申告期間 : 2月16日(木)～3月15日(水)

※ 3月15日(水)は午前中のみ

受付会場 役場本庁舎 1階 大会議室 (正面玄関入って右)

※今年度は、役場分庁舎での確定申告受付は行いません。

確定申告を行う際は役場本庁舎までお越しください。

『町申告の申告書を提出しなくて良い方』

以下のいずれかに該当される方は「町民税県民税・国民健康保険税申告書」(青い町申告書)の提出は不要です。なお、昨年度の申告状況により申告不要と思われる方には、申告書は送付いたしません。

①収入が公的年金だけの方

- ・遺族年金又は障害年金だけを受給されている方は、申告が必要です。
 - ・年金額が一定以上(※)あり、生命保険料控除や医療費控除等を受けたい場合は申告が必要です。
(他の控除によっては、申告しても税額が変わらない場合もあります)
- ※65歳以上153万円以上、65歳未満103万円以上

②税務署やインターネット、パソコン、スマートフォン等、町の申告会場以外で所得税の確定申告をされる方

③会社で年末調整を済ませており、他に所得が無い方

- ・医療費控除等の年末調整できない控除を受けたい場合は、申告が必要です。
- ※申告書がお手元に届いた方は例年どおり提出をお願いします。町申告のみの方は感染症対策の観点から、郵送での提出にご協力ください。
- ※申告書がお手元に届かない方でも前年と収入状況等が異なる方は申告の必要がある場合がございます。年金受給者の方は、次ページのフローチャートを参考にしてください。また、不明な点は役場税務課までお問合せください。

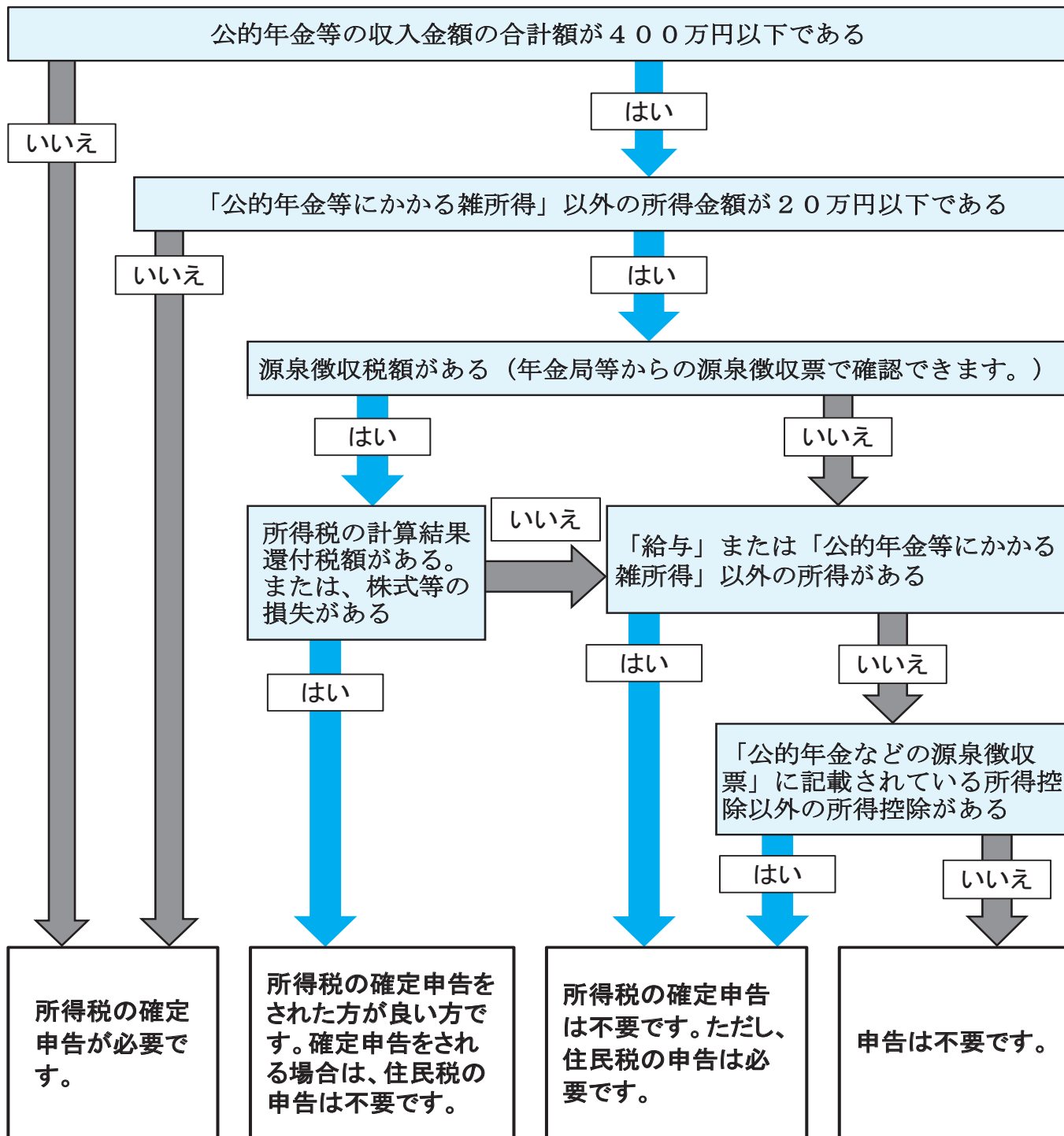
『感染症対策にご協力をお願いいたします』

- ・発熱、せきなど体調が悪い方は来場を控えてください。
- ・ご来場の際はマスクの着用をお願いいたします。
- ・入口でのアルコール除菌・検温にご協力ください。
- ・換気を行いますので、温かい服装でご来場ください。
- ・滞在時間短縮の為、医療費控除につきましては、あらかじめ指定の様式にまとめてください。領収書の添付は必要ありません。様式が必要な場合は役場税務課までご連絡ください。なお、町のホームページにも様式を掲載予定です。
- ・町申告のみの方は郵送による申告にご協力ください。
(送付先) 〒409-2192
山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2
南部町役場税務課 宛
- ・体調に不安があり来場できない場合は、ご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、掲載内容と異なる形で実施する場合があります。

お問合せ 税務課 ☎66-3404

『公的年金等を受給されている方の申告フローチャート』



来場不要！電子申告は e-Tax

税務署・南部町では会場に来場しなくても、パソコンまたはスマートフォンからインターネットを通じて申告手続が完了できるe-Tax（イータックス）のご利用を推奨しています。

自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを
利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax!



e-Tax なら早期に還付されます！



←スマホはこちら